

日行連発第1798号  
令和5年3月20日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程  
について（周知）

資源有効利用促進法政省令については、「資源有効利用促進法政省令の改正について（周知）」（令和4年11月28日付・日行連発第1197号）にて、お知らせしたところですが、今般、国土交通省より、資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について、添付のとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

**【添付】**

- ・「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録制度について」一式（zip ファイル）
- ・「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用」一式（zip ファイル）
- ・「省令の補足説明及び運用」一式（zip ファイル）